

令和4年3月1日

受注者 各位

福岡市長 高島 宗一郎

令和4年3月から適用する「公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について

福岡市においては、国土交通省が令和4年3月から適用する「公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置をふまえ、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、お知らせします。

また、当該特例措置により請負代金額を変更した場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ及び法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入等について適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 特例措置の内容

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、本措置の適用対象となる契約の受注者は、建設工事請負契約書第61条（他の契約にあっては、契約書約款に定めなき事項について、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める旨の条項）の規定により、令和3年3月適用の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できる。

2 対象となる契約

令和4年3月1日以降に契約を締結したもの、または締結を行うもののうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している下記の契約

- 建設工事請負契約書にて契約締結したもの（100万円以下の場合は請書にて契約したもの）
- 工事請負契約書（単価契約）にて契約締結したもの
- 上記以外のほか、旧労務単価を用いて積算し契約締結した契約書によるもの

3 請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k \times \text{消費税及び地方消費税}$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P新：新労務単価等及び当初契約時点の市積算単価により積算された設計金額（税抜）

k：当初契約の落札率

4 契約変更の請求

受注者は、契約書に基づき書面にて協議を行う。

なお、今回の特例措置に係る請負代金額の変更請求については、速やかに発注課と協議をお願いします。